

図書

スポンサーの名称と事業広告が掲載できる制度
雑誌スポンサーを募集します
 問い合わせ 社会教育課 川嶋 ☎(53) 2646

市立図書館では、雑誌コーナーの充実を図るため、「雑誌スポンサー制度」を導入しました。これは、民間企業などに雑誌の購入費用を負担していただき、その雑誌の最新号ビニールカバーの表面にスポンサー名称を、裏面には事業広告を掲載させていただく制度です。

身近な広告媒体として、ご活用ください。応募をお待ちしています。

応募対象
 企業・商店・事業者・団体など
雑誌提供(広告掲載)期間
 雑誌の提供開始月から12カ月以上
雑誌提供先
 相良、榛原の両図書館(どちらか一方でも構いません)
対象となる雑誌
 図書館が作成した雑誌リストの中から選定していただきます。
応募手続き
 申し込みは10月1日から随時、受け付けています。
 両図書館の受付にある申込書に必要事項を記入の上、掲載を希望する事業広告案を添えて、図書館または社会教育課に提出してください。



い。(郵送可)
 申込書は、市ホームページからもダウンロードできます。

スポンサーの決定
 申し込みのあった順に広告内容などを審査し、決定します。審査結果は後日、書面でお知らせします。

雑誌購入代金の負担
 スポンサーが雑誌を購入する業者(書店など)に直接、代金をお支払いいただきます。雑誌の配達先として、図書館を指定してください。

環境

適正な処分をお願いします
ごみの屋外焼却(野焼き)はやめましょう
 問い合わせ 環境課 小林 ☎(53) 2609

ごみの屋外焼却(いわゆる「野焼き」)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで、一部の例外を除き、禁止されています。

■以下のような焼却は法令で禁止されています

- ①ドラム缶やブロック囲いでのごみの焼却
 (例) × 庭先にドラム缶を置いてごみを燃やす
 × ブロックを積んで囲いをしてごみを燃やす
- ②野焼きによるみだりなごみの焼却
 (例) × 畑に穴を掘ってごみを燃やす
 × 山や河川敷でごみを燃やす
- ③構造基準を満たしていない焼却炉を使用してのごみの焼却
 (例) × 投入口から炎や煙が出るような焼却炉でごみを燃やす
 × 関係法令に基づく届け出などをしていない事業用焼却炉でごみを燃やす

一部の例外として認められている焼却とは
 ▼国または地方公共団体がその施設の管理を行なうために必要な焼却
 ▼災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 ▼農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 ▼風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

ただし、例外としているものであっても、近隣住民の生活環境に影響が及ぶ場合には中止していただきますので、場所や時間などに十分配慮してください。

「量が少ないから」「紙くずだけだから」などという軽い気持ちで屋外焼却をしている方がいるかもしれません。しかし、ごみを処分する場合は、一般家庭であればごみ収集に出す、また事業者であれば業者に委託するなどして、適正に処理しましょう。

住みやすい環境が保たれるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

土地

地域の皆さんのご理解とご協力により事業化
牧之原中里工業団地造成事業が完了しました
 問い合わせ 商工企業課 竹内 ☎(53) 2647

平成19年度から中里地区で進められてきた工業用地の造成事業が、平成24年9月に完了しました。

これは、静岡県企業局が市町の地域振興や企業の事業展開を支援するために実施したもので、スズキ株式会社との完成車納車整備を行う工場用地として、中里地区の土地を取得し、造成工事を行ってきました。

市は、土地所有者との用地交渉を行うとともに、企業局や同社と

■牧之原中里工業団地造成事業の概要

事業主体	静岡県企業局
事業面積	43.3ha (うち平地面積は28.2ha)
事業期間	平成19年10月～平成24年9月
工程概要	19年11月～21年3月 測量、調査、実施設計 20年10月～21年3月 用地買収 21年10月～24年4月 造成工事 24年9月 スズキ様への引き渡し



造成が完了した工業用地の全景 (平成23年12月末撮影)

9月7日には工業用地の完成を祝う会が開かれ、スズキ株式会社の鈴木修会長や西原市長から、工事に協力をいただいた地権者をはじめとする地元の方々に、お礼と事業の完了について報告がありました。

今後は、同社による工場の整備が進められていきます。

自治

シリーズ自治基本条例推進会議
第3回 市民参加のルールを一緒に考えていきます
 問い合わせ 地域政策課 石神 ☎(23) 0053

9月27日に開催された第4回牧之原市自治基本条例推進会議(以下「推進会議」という)の内容について、報告します。

推進会議への諮問
 自治基本条例で定めている「市民参加」の実効性を確保するためには、市民が市政に参加するための基本的な事柄を定めた制度を整備する必要があります。この整備を進めるために、市は「(仮称)牧之原市市民参加条例」の素案の取りまとめなどについて推進会議へ諮問しました。諮問の主な内容は、次のとおりです。

▼同条例に盛り込む項目と内容を取りまとめること
 ▼同条例の制定に向けての提言を行うこと

■(仮称)「牧之原市市民参加条例」に盛り込む項目(たたき台)

1 前文	8 市民参加の実施
2 目的	9 提出された意見などの取扱い
3 用語解説(定義)	10 公表・情報提供の方法
4 市民の責務	11 市民投票
5 市の責務	12 推進・評価機関
6 市民参加の対象	13 条例の見直し
7 市民参加の方法	14 委任



西原市長から諮問書を受け取る小野寺会長

今後の進め方について
 具体的な検討を進めるに当たり、委員から「昨年度から市民参加について研究してきた、市職員プロジェクトチームメンバーの意見を聞いてみたい」「専門家のアドバイスをいただき、一緒にやっていきたい」などの意見が出されました。これらを踏まえ、第5回以降は推進会議委員と職員(プロジェクトチームメンバー)が合同で話し合いを進めることになりました。取りまとめの時期は、来年5月ごろをめどにしています。